

保険法施行に伴う 「火災共済」の取扱いについて

生協が実施する共済事業にも保険法に準拠した取扱いが必要となりましたので「火災共済事業規約」の一部改定を実施します。（平成22年4月1日予定）

改定の概要

保険法施行に対応した概要を記載しています。
詳細についてはあらためてお知らせします。

告知義務 【お申込み（契約締結）時】

- 申込書記載の質問事項に正しく告知していただきます。

発効日が平成22年4月1日以降のものより

通知義務 【契約締結後】

- 建物の構造等の変更・事故の連絡等は、「遅延なく」通知いただきます。
- 通知いただく事項は、引受証書他でお知らせします。

発効日が平成22年4月1日以降のものより

共済金の支払時期

- 支払期日までに共済金を支払わない場合は、遅滞責任を負い遅延利息を支払います。

平成22年4月1日以降支払分より

時効＜共済金・共済掛金払戻の請求権＞

- 2年から3年に変更となります。

平成22年4月1日より

重複保険＜他の保険契約等がある場合の共済金支払＞

- 保険契約等が重複し超過保険となった場合は、他の保険契約等がないものとして契約内容に基づき損害額を限度として共済金を支払います。
- 共済金支払い後は他の保険会社等に求償します。
- 受取る共済金が損害額に不足している場合は、他の保険契約等への請求が必要となります。
- 複数の保険会社等に請求し損害額以上の保険金・共済金支払いを受けられるものではありません。